

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成26年度第2回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	平成26年10月3日(金) 午後1時30分～2時40分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：川島会長、細谷副会長、加園(和)委員、加園(光)委員、 佐々木委員、高橋委員、乃一委員、福澤委員、福本委員、森本 委員 事務局：文書情報課長、文書情報課主査(法規担当グループ) 実施機関：地域福祉課長、地域福祉課主任(地域福祉グループ)、障害福 祉課長
報 告 事 項	(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について (2) 個人情報を取り扱う業務の状況について (3) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (4) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (5) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (6) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (7) その他
議 題	議題(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について 議題(2) 地域福祉計画策定業務における保有個人情報の目的外利用につい て 議題(3) その他
結 論 (決定した方針、残さ れた問題点、保留事項 等を記載する。)	議題(1)：互選の結果、会長に川島委員、副会長に細谷委員が選任される。 議題(2)：可とする。 議題(3)：議題なし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則と して発言順に記載し、 同一内容は一つにまと める。) (○=委員、 ●=事務局等)	● 武蔵村山市個人情報保護審議会規則に基づく会長が互選されるまでの 間、事務局で会議の進行をさせていただきます。 平成26年10月1日から平成28年9月30日までを任期として審 議会委員が選任されましたので、挨拶をお願いします。 ～ 委員挨拶 ～ ● 本審議会の会議の公開については、武蔵村山市個人情報保護審議会の 会議の公開に関する運営要領第2条の規定に基づき、公開を原則として 審議を進めていきます。通常であれば、会議開会前に会長と事務局の庶 務担当課長が協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断 した上で、公開することになりますが、まだ、会長が互選されていない ので、本日の会議については、事務局の判断で公開とさせていただきます。 議題 (1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について 【会長及び副会長の互選】 ● 会長及び副会長を互選により選任してください。 ～ 会長及び副会長の選任 ～ ● 互選の結果、会長に川島委員、副会長に細谷委員が選任されまし た。

～ 会長及び副会長の挨拶 ～

報告事項

(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について

【説明要旨】

- 資料1を御覧下さい。

本審議会は、個人情報保護条例第22条第1項の規定により、市長の附属機関として設置され、個人情報保護制度について審議する機関です。

所掌事項としては、まず、条例第6条第4項、第8条第5項及び第10条第4項の規定により、個人情報の取扱い及び利用に関する届出、保有個人情報の目的外利用又は外部提供に関する届出並びに電子計算組織の結合停止等の措置に関する内容に係る報告を受けることです。こちらについては、会議の開催ごとに報告資料として取りまとめ、当該会議において報告しています。

次に、個人情報の取扱いに係る諮問に対して答申することです。こちらについては、諮問事項を会議の議題に挙げ、委員の皆様へ審議をお願いし、答申をいただいています。

最後に、条例第22条第2項第2号の規定により、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議をすることです。こちらについては、条例で具体的に規定された審議事項以外で、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について実施機関からの諮問に応じ、審議をすることとなっています。具体的には、個人情報保護条例の改正を行う場合や、番号法の施行に伴い実施される特定個人情報保護評価について意見を求めることなどが想定されます。

報告事項(1)については、以上です。

【主な意見等】

- 事務局の報告事項(1)について、何か意見、質問はありますか。
- 特にありません。

報告事項

(2) 個人情報を取り扱う業務の状況について

(3) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について

(4) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について

(5) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について

(6) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について

- 次に、報告事項についてですが、異議がなければ、報告事項(2)から報告事項(6)までを一括での報告とさせていただいてよろしいですか。

- はい。

- では、報告事項(2)から報告事項(6)まで、事務局に報告を求めます。

【説明要旨】

- 報告事項(2)から報告事項(6)まで、一括して報告します。

まず、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の状況について」です。

会議次第の2ページ及び3ページを御覧ください。

この表は、平成26年8月31日までに市長に報告されている個人情報取扱業務について、部署ごとの件数をまとめたものです。

この件数は、この後、報告事項(3)から(5)までで報告させていただく個人情報を取り扱う業務の開始、変更及び廃止の届出を反映した件数

となっています。

3ページの下の合計欄を御覧ください。8月31日現在、各実施機関における個人情報取扱業務の件数ですが、市長から議長までの実施機関の合計で、590件となっています。

次に、報告事項(3)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の4ページ及び報告資料としている冊子の5ページを御覧ください。

条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の開始の届出については、「武蔵村山市長期総合計画後期基本計画市民懇談会運営事務」ほか13件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の5ページから9ページまでのとおりです。

次に、報告事項(4)「個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の5ページ及び報告資料の13ページを御覧ください。

条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の変更の届出については、「市報等広告掲載業務」ほか28件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の13ページから32ページまでのとおりです。

次に、報告事項(5)「個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の6ページ及び報告資料の35ページを御覧ください。

条例第6条第2項の規定による個人情報を取り扱う業務の廃止の届出については、「葬祭用具の貸出し及び附属品の売払いに関する事務」ほか5件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の35ページから37ページまでのとおりです。

次に、報告事項(6)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の7ページ及び報告資料の41ページを御覧ください。

条例第8条第4項の規定による保有個人情報の外部提供の届出については、「住民基本台帳事務、戸籍事務」ほか64件あり、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の41ページから63ページまでのとおりです。

【主な意見等】

- 事務局の報告について、何か意見、質問はありますか。
- 報告資料5ページ、No.1の報告についてですが、個人情報の記録項目の中に委員報酬を受け取る際に保有していると思われる金融機関口座が記載されていませんが、これらの情報は個人情報ではないということですか。
- 金融機関口座についても個人情報に含まれると考えますので、主管課から提出された届出を確認し、不備があれば、個人情報の記録項目を追加し、修正をしたいと思います。
- 報告資料14ページ、No.4の報告についてですが、個人情報の記録形態の中に図画という項目がありますが、備考欄の変更の内容では、写真という項目になっています。これは記載の誤りですか。

- 確認させていただき、誤りであれば、訂正させていただきます。

(7) その他

- 報告事項(7)「その他」について、事務局に報告を求めます。
- 特にありません。

議題

(2) 地域福祉計画策定業務における保有個人情報の目的外利用について

【説明要旨】

- 会議次第の10ページ及び資料2「武蔵村山市地域福祉計画の策定について」を御覧ください。

本市においては、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする第3次地域福祉計画を策定し、保健・福祉の充実に努めているところですが、平成28年度には、新たに平成32年度までを計画期間とする第4次地域福祉計画を策定する予定となっています。この第4次地域福祉計画には、知的障害者、身体障害者及び精神障害者の生活状態や保健・福祉サービス等に対する意見を新たに聴取し、当該計画に反映していきたいと考えています。

諮問事項としては、障害福祉課が保有する個人情報の目的外利用及びこの目的外利用をする際の本人への事前通知の省略となります。

詳細については、地域福祉課から説明します。

- それでは、資料2「武蔵村山市地域福祉計画の策定について」に沿って、説明させていただきます。

まず、「1 策定の趣旨について」です。

本市においては、平成23年3月に、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする「第三次地域福祉計画」を策定し、保健や福祉の充実に努めているところです。

そして、今回策定する「第四次地域福祉計画」は、この現行の「第三次地域福祉計画」の見直しを行い、新たに平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間として、保健・医療・福祉等の関連施策との整合を図り、本市における地域福祉の推進に関する計画として策定するものです。

また、今回の「第四次地域福祉計画」の策定に当たっては、「健康増進計画」、「食育推進計画」等の既存の福祉計画や平成27年3月に策定する「第三次高齢者福祉計画・第六期介護保険事業計画」、「第三次障害者計画・第四期障害福祉計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」と横断的な連携を図ることに加え、平成28年3月に策定される「第四次長期総合計画（後期基本計画）」に即したものとして策定します。

続きまして、「2 生活の実態等に関する調査について」です。

「第三次地域福祉計画」の見直しを行うに当たっては、市民の皆様の意見を「第四次地域福祉計画」に反映させるため、計画策定前に、「生活の実態等に関する調査」以下、「市民意識調査」と呼ばせていただきますが、つまり、アンケート調査を行いたいと考えています。

この市民意識調査の対象者については、表の区分1から4のとおりです。

まず、区分1「要支援・要介護認定者」についてです。

通常の質問項目だけであれば、一般市民の方を住民基本台帳から無作為に抽出し、アンケート調査を行えば事足りるのですが、今後、ますます高齢化が進む中、主管課としては、実際に介護を受けていらっ

しやる皆さんがどのようなサービスを受けたいのか、また、災害時にどのような支援が必要になるのか等の意見を「要支援・要介護認定者」の皆様から聴取し、計画に反映させたいと考えています。

こちらについては、高齢福祉課が保有する「要支援・要介護認定者」の個人情報をも目的外利用し、市民意識調査を行うことを予定していますが、現行の「第三次地域福祉計画」を策定するに当たり、当該目的外利用については、平成21年10月7日に本審議会に諮問し、目的外利用を可とする答申をいただいていることから、今回は諮問を省略させていただきました。

続きまして、今回御審議いただく、区分2「障害のある市民」についてです。

主管課としては、今回策定する計画に「生活困窮者に対する自立支援」に関することや「災害時要援護者」に対する支援施策、「高齢者や障害者の権利擁護」に関することを盛り込みたいと考えており、一般市民の方や先ほど申し上げた高齢者だけでなく、実際に障害のある方が生活する上で困っていることや災害時にどのような支援が必要になるのか等の意見を聴取し、計画に反映させていきたいと考えています。

そこで、障害福祉課が保有する「身体障害者手帳所持者」、「愛の手帳所持者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者」の「氏名」及び「住所」を目的外利用し、市民意識調査を行いたいと考えています。

続きまして、区分3ですが、こちらは、住民基本台帳に登録されている18歳以上の方の中から3,000人を無作為抽出し、市民意識調査を実施します。

最後に、区分4については、ボランティアセンターに登録されている福祉関係団体及び本市が所管する社会福祉法人を対象とし、市民意識調査を実施したいと考えています。

続きまして、「(2) 市民意識調査の内容」については、現在、コンサルタント会社と調整中であり、今後決定する予定ですが、対象者の生活の状態、地域福祉活動や保健・福祉サービスに対する意識やその利用状況、生きがいや健康づくりに関する意識、災害に対する意識等を基本項目として、「生活困窮者の自立支援」に関することや「権利擁護」に関する意識を把握できる内容にすることを予定しています。

続きまして、「(3) 市民意識調査」の方法については、基本的には、調査票を送付して、お答えいただく方法を考えていますが、それとは別に、「福祉の現場の声」を聴取するため、区分4のボランティア団体、NPO法人及び社会福祉法人に対しては、グループインタビューを行いたいと考えています。

最後に、「3 今後のスケジュール（予定）について」ですが、基本的には、本年度は市民意識調査を行い、来年度に計画案を検討し、平成28年の3月に策定する予定です。

説明については、以上のとおりです。

【主な意見等】

- アンケートの回答内容によっては、ある程度個人が特定されてしまう可能性もあると思いますが、そのような場合、回答の管理等はどのようにするのですか。
- アンケートへの回答は、該当する選択肢に○を付けることで回答できるような内容にしたいと考えているため、回答内容から個人を特定することはできないと考えています。
- 備考欄等において、記述式で意見を聴取することは考えていないということですか。

- 今回のアンケート調査では、備考欄等に意見を記載してもらうことは考えていません。今後、記述式のアンケート調査を行う場合には、回答内容の管理方法等について検討していきたいと考えています。
- 災害時には、障害のある方がどこに住んでいるかということ把握しておいた方がいいと思いますが、今回の調査では把握はしないということですか。
- 今回のアンケート調査は、地域福祉計画に障害のある市民の意見を反映させることを目的としています。災害時等の対応については、別に定める防災計画などで対応していくと考えています。
- 今回のアンケート調査では、個人が特定されない内容とし、災害時には別の計画に基づき対応するというのでしょうか。
- その通りです。
- 資料2に記載されている調査票発送予定件数は、アンケート調査を実施する件数ですか。
- その通りです。
- 9月1日時点で、身体障害者手帳所持者、療育手帳（愛の手帳）所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者が合計で3,668名、要支援・要介護認定者が2,468名いますので、この中から抽出する予定となっています。
- アンケート調査の内容は、障害の種類や等級によって異なるものにするのですか。それとも、全て同じ内容にするのですか。
- 現時点では、全て同じ内容にする予定です。しかし、今後、内部で検討し、必要があれば障害の等級によって内容を変更することも考えていきたいと思っています。
- 障害の種類や等級に配慮した内容にした方がいいと思いますので、検討していただきたいと思っています。
- 障害の等級に関係なく、障害のある市民の中から300名を抽出するというのですか。
- 身体障害者手帳所持者、療育手帳（愛の手帳）所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者の中から、合計で500名を障害の等級に関係なく抽出します。
- 障害のある市民の中には、自分で意思表示ができない方もいるため、保護者や介護者の意見が入っている回答が出てくることも想定されますが、そのような回答であっても受け付けるのですか。
- そのような回答であっても、保護者や介護者の意見を含めて計画に反映させていきたいと考えています。
- アンケート調査の結果は、最終的にはどのように活用していくのですか。
- 第4次地域福祉計画の中に反映させていきたいと考えています。
- 災害時等に活用することは考えていないのですか。
- 災害時等については、市の防災計画などで対応をしていくことになると考えています。

【審議結果】

- 議題(2)について、目的外利用等を可とします。

議題

(3) その他

- 事務局からは特にありません。
- 複数の情報を照合することにより、個人を特定することができることもあり得ると思いますので、今後、このような場合の対応について検討していただければと思います。

